

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度の概要

(国・山口県・阿武町)

令和2年5月

阿 武 町

I 生活支援対策（健康福祉課）

- 国 特別定額給付金
- 国 子育て世帯臨時特別給付金
- 国 緊急小口資金
- 国 総合支援資金（生活支援費）

II 緊急経済対策（まちづくり推進課）

- 町 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の融資保証及び利子補給
- 町 事業継続緊急支援給付金
- 町 がんばる事業所応援補助金
- 町 新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金
- 町 新型コロナウイルス感染症対策申請業務サポート補助金
- 国・県 新型コロナウイルス感染症対応資金
- 国 雇用調整助成金
- 国 持続化給付金
- 国 持続化補助金（コロナ特別対応型）
- 県 食事提供施設助成事業補助金
- 県 小規模事業者支援事業補助金

III 農林水産業対策（農林水産課）

- 国 農林漁業セーフティネット資金
- 国 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- 国 経営体育成強化資金
- 県 農業近代化資金
- 国・県 漁業近代化資金

IV 納税等に関する対策（戸籍税務課）

1 納税が困難な方等に対する対策（緩和制度・減免制度）

国税・地方税（県・町） 徴収の猶予

国税・地方税（県・町） 徴収の猶予 【緊急経済対策】

国税・地方税（県・町） 換価の猶予及び滞納処分の停止

地方税（町）

中小事業者等が所有する固定資産税（償却資産及び事業用家屋）の減免
（令和3年度分のみ）【緊急経済対策】

町 保険料等（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）

国 国民年金保険料

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

（延長・拡充）【緊急経済対策】※1に記載した納税緩和以外

地方税（町）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充の拡充・延長
【緊急経済対策】

国税 欠損金の繰戻しによる還付

国税 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

国税・地方税（県・町）

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

地方税（県・町） 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

国税・地方税（県・町）

住宅ローン控除の適用要件の弾力化（特例措置の延長）

地方税（県）

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

I 生活支援対策（健康福祉課）

国 特別定額給付金

322,500千円

市区町村を事業主体として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円の給付を行う。給付した特別定額給付金に対して国が市区町村へ補助金を交付するもの。（※補助率10/10）

(1) 対象者

令和2年4月27日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている者

(2) 申請・受給者

世帯主（世帯主が基準日以降に死亡した場合は新たに世帯主となった者）

(3) 給付額

給付対象者1人につき10万円

(4) 給付方法

郵送または窓口への申請書提出、オンライン申請を受付、審査の上、給付決定し、指定された口座へ給付金を振り込む

(5) 申請の期限

市区町村が定めた給付申請受付開始日から3か月以内

(6) 事業主体 阿武町 負担区分 国100%

国 子育て世帯臨時特別給付金

2,710千円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。給付した臨時特別給付金に対して国が市区町村へ補助金を交付するもの。（※補助率10/10）

(1) 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

(2) 対象児童

児童手当（本則給付）令和2年4月分の児童手当に係る児童（3月分の対象となる児童含む）。※3月31日までに生まれた児童が対象

(3) 支給額

対象児童1人につき10千円

(4) 支給方法

原則、申請不要。児童手当登録口座へ振り込み。

※公務員の場合は申請が必要

(5) 支給時期

市区町村において決定する

(6) 事業主体 阿武町 負担区分 国100%

国 緊急小口資金

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付を実施します。

(1) 貸付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。

(2) 貸付上限 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合 10万円以内

(3) 貸付条件 償還期間2年以内（据置期間1年以内）、無利子

(4) 事業主体 阿武町 負担区分 国100%

国 総合支援資金（生活支援費）

新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直したための安定的な資金を貸し付けます。

(1) 貸付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

(2) 貸付上限 (2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内
※貸付期間は原則3月以内

(3) 貸付条件 償還期間10年以内（据置期間1年以内）、無利子

(4) 事業主体 阿武町 負担区分 国100%

II 緊急経済対策（まちづくり推進課）

町 新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の 融資保証及び利子補給

4,416千円

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営に支障を生じている阿武町内の中小企業者に対する資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資の保証料と3年間の利子に対して補助を行います。

(1) 資金の内容

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響のあった中小企業者に対しての諸経費の支払いや、事業経営など経営安定化に必要な資金の融資

(2) 資金使途 運転資金

(3) 対象者

中小企業法に規定する中小企業者、小規模事業者等で下記のいずれにも該当する者

①最近1ヶ月の売上高が前年同月比で5%以上減少するとともに、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が前年同月比5%以上減少することが見込まれる者

②町内で1年以上の事業経歴を有し、中小企業信用保険の対象業種を営む方

③申込み時において徴税の滞納がない者

・個人 町内に住み、住民登録をしている者

・法人 町内に登記してある事業所を持つ者

(4) 融資限度額 1,000万円（※特別分3,000万円）

(5) 融資利率 年1.5%

(6) 保証料率

信用保証協会所定の率による（保証料は阿武町が全額負担）

(7) 利子補給

金融機関へ払った3年間分の利子を中小企業者等へ全額補助

(8) 融資期間 運転資金10年以内（据置3年以内を含む）

※特別分は15年以内（据置5年以内を含む）

(9) 保証人 法人代表者以外は不要

(10) 担保 必要に応じて徴収

(11) 取扱金融機関

山口銀行阿武支店、萩山口信用金庫奈古支店、西京銀行萩支店

※日本政策金融公庫

(12) 貸付取扱期間 令和2年3月18日～令和2年9月30日

(13) 事業主体 阿武町 負担区分 町100%

町 事業継続緊急支援給付金

12,000千円

新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な減収の他、休業など特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

(1) 対象者

前年売上高が 50 万円以上の事業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で 30%以上減少している者、又は国の緊急事態宣言を受け休業に協力された者（緊急事態宣言の期間の半分以上）

(2) 給付額：法人は 20 万円、個人事業者は 10 万円（定額）

(3) 事業主体：阿武町 負担区分 国 42% 町 58%

町 がんばる事業所応援補助金

2,000千円

町内で飲食業を営む事業者で、店内での飲食による新型コロナウイルス感染を防ぐために、テイクアウトやデリバリーを導入するなど事業継続のための前向きな取り組みに対し補助を行います。

(1) 対象者

町内で飲食業を営んでいる個人及び法人で最近 1 ヶ月の売上高が前年同月比で 20%以上減少している者

(2) 補助対象経費

委託費、外注費、商品開発費、広告宣伝費、印刷製本費、備品購入費、その他町長が必要と認めたもの

(対象事業例)

飲食店が行うテイクアウトやデリバリーサービスなど販路の開拓や広告宣伝など

(3) 補助率 補助率 10/10

(4) 上限額 1 事業者あたり 10 万円

※複数事業者で申請の場合は 1 事業者につき、10 万円を加算
上限 100 万円

(5) 対象期間 4 月～ 6 月

(6) 事業主体 阿武町 負担区分 町 100%

町 新型コロナウイルス感染症対策備品等購入費補助金

2,000千円

新型コロナウイルス感染症の被害防止を図るため、事業所に新型コロナウイルス感染症対策備品の購入及び設備の設置する場合、補助金を交付します。

- (1) 対象者 町内の事業者
- (2) 補助対象経費
1件1万円以上の新型コロナウイルス感染症対策備品及び設備に要する経費
- (3) 補助率 9/10
- (4) 上限額 30万円
- (5) 事業主体 阿武町 負担区分 町100%

町 新型コロナウイルス感染症対策申請業務サポート補助金

500千円

雇用調整助成金等の申請に対する事業者の負担軽減のため、萩阿武商工会阿武支所に専門家を招聘するなど新型コロナウイルス感染症対策に係る支援業務に対して補助を行います。

- (1) 対象者 萩阿武商工会阿武支所
- (2) 補助対象経費
新型コロナウイルス感染症対策に関する申請書類作成支援業務に係る経費
(中小企業診断士、社会保険労務士等)
- (3) 補助率 10/10
- (4) 上限額 50万円
- (5) 事業主体 阿武町 負担区分 町100%

国・県 新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小事業者及び個人事業者に対し都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を行います。

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者

- ・個人事業主 前年同月比5%以上減少 保証料ゼロ、無利子（当初3年）
- ・中小事業者 前年同月比5%以上減少 保証料1/2、利子1.0%
- ・中小事業者 前年同月比15%以上減少 保証料ゼロ、無利子（当初3年）

(2) 融資限度額 3,000万円

(3) 融資期間 10年以内（据置5年以内を含む）

(4) 取扱機関 民間金融機関（山銀、信金等）

国 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（前年同月比5%の減少）

(2) 休業手当に対する助成率

- ・コロナウイルス特例 4/5
- ・解雇等を行わない場合 9/10
- ・休業要請に応じた場合 10/10

(3) 支給限度日数

1年間に100日（支給上限8,330円×100日×10/10）

(4) 特例措置 雇用保険被保険者でない労働者等の休業も対象

※休業手当の支給（平均賃金の6割以上）

国 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

(1) 対象者

中小企業、個人事業者等、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

(2) 給付額

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比50%減少月の売上×12ヶ月）
法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内

国 持続化補助金（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取り組みを支援します。

(1) 対象者 小規模事業者等

(2) 補助上限 100万円

(3) 補助率 2/3

（想定される活用例）

飲食店が出前注文を受け付けるためのウェブサイト作成、旅館が自動受付機を導入し非対面型のサービス提供など

県 食事提供施設助成事業補助金

新型コロナウイルス感染症による売上げ減少等、影響が極めて大きい業種の営業の維持に対する取り組みを支援します。

(1) 対象 食事提供施設（旅館等の宿泊施設含む）

(2) 補助額 10万円（定額）

県 小規模事業者支援事業補助金

新型コロナウイルスの影響により、前年同月に比べ売上の減少した企業が業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取り組みを支援します。

(1) 対象者

新型コロナウイルスの影響により、前年同月に比べ売上の減少した企業

(1) 補助率 10/10

(2) 補助上限 30万円

(3) 対象経費

事業に要する人件費、役員費、賃借料、通信費、委託費、広告費等

※施設整備に係るものを除く

Ⅲ 農林水産業対策（農林水産課）

国 農林漁業セーフティネット資金

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

（※社会的・経済的環境の変化：前期比10%以上の売上の減少）

(1) 対象者

認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織

(2) 借入条件

- ・担 保 実質無担保化
- ・限 度 額 600 万円 → 1,200 万円
- ・金 利 0.10%（貸付当初5年間実質無利子化）
- ・償還期限 10 年以内（うち据置期間3年以内）

注）担保は融資対象物件に限る貸付

国 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

認定農業者に対して、農業経営改善計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金を日本政策金融公庫等が融資します。

(1) 対象者 認定農業者

(2) 借入条件

- ・担 保 実質無担保化
- ・限 度 額 個人3億円、法人10億円
- ・金 利 0.10%（貸付当初5年間実質無利子化）
- ・償還期限 25 年以内（うち据置期間10年以内）

注）担保は融資対象物件に限る貸付。負債整理関係資金を除く。

国 経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本政策金融公庫等が融資します。

(1) 対象者 主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織

(2) 借入条件

- ・担 保 実質無担保化
- ・限 度 額 個人 1.5 億円、法人 5 億円
- ・金 利 0.10% (貸付当初 5 年間実質無利子化)
- ・償還期限 25 年以内 (うち据置期間 3～10 年以内)

注) 担保は融資対象物件に限る貸付。負債整理関係資金を除く。

県 農業近代化資金

意欲と能力をもつ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、都道府県等が農協、銀行等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(1) 対象者

認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など

(2) 借入条件

- ・担 保 実質無担保化
- ・保 証 農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初 5 年間免除
- ・限 度 額 個人 1,800 万円、法人・団体 2 億円
- ・金 利 0.10% (貸付当初 5 年間実質無利子化)
- ・償還期限 資金用途に応じ 7～20 年以内 (据置 2～7 年以内)

注) 担保は融資対象物件に限る貸付

国・県 漁業近代化資金

漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とします。

(1) 対象者 漁業・水産加工を営む個人・法人、漁業生産組合 等

(2) 借入条件

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初5年間免除

- ・対象資金 養殖業者に対する種苗・育成費
- ・限度額 個人9千万円、法人3.6億円
- ・金利 0.10% (貸付当初5年間実質無利子化)
- ・償還期限 5年以内 (据置2年以内)

注) 実質無担保化：上限1千万円までの借入に限る。

IV 納税等に関する対策（戸籍税務課）

1 納税が困難な方等に対する対策（緩和制度・減免制度）

国税・地方税（県・町） 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして休業、事業につき著しい損失を受けた場合などで、税を一時に納付することができないと認められる時に、原則として1年以内の期間に限り、徴収猶予が受けられます。

■町 税

- (1) 対象税目 すべての税目
- (2) 対象者 納税者（個人・法人）、特別徴収義務者
- (3) 猶予期間 納期限から1年以内
※状況を鑑み、2年を超えない範囲で延長が適用される場合もあり。
- (4) 延滞金 軽減（1.6%、相当な損失を受けた場合は、免除）
- (5) 担保提供 原則として担保の提供が必要。ただし、特別の事情がある場合徴することを要しない（新型コロナウイルス感染症に関係し影響が大きい場合等）

（※国税及び県税においても同趣旨の措置あり）

国税・地方税（県・町）

徴収の猶予 【緊急経済対策】

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収猶予の適用が受けられます。

（※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税）

■町 税

- (1) 対象税目 すべての税目（住民税、固定資産税等）
※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するなど、ほぼすべての税目が対象になります。
- (2) 対象者 納税者（個人・法人）、特別徴収義務者（①②のいずれも満たすこと）
①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、配慮し適切に対応します。
- (3) 猶予期間 納期限から1年以内
- (4) 延滞金 免除
- (5) 担保提供 無担保

（※国税及び県税においても同趣旨の措置あり）

国税・地方税（県・町）

換価の猶予及び滞納処分の停止

滞納者が納税について誠実な意思を有する場合、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由につき、滞納者の申請等による換価の猶予の適用が受けられます。

■町 税

- (1) 対象税目 すべての税目
- (2) 対象者 納税者（個人・法人）、特別徴収義務者
- (3) 換価の猶予等 滞納者が納税について誠実な意思を有する場合において、事業の継続又は生活の維持を困難にする等の事由があるとき等において、換価の猶予等を行うことができる。

（※国税及び県税においても同趣旨の措置あり）

地方税（町）

中小事業者等が所有する固定資産税（償却資産及び事業用家屋） の減免（令和3年度分のみ） 【緊急経済対策】

新型コロナウイルス感染症の感染に関連して、中小事業者等に対して、要件を満たす場合、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

（要件）

○以下の要件を満たす中小事業者等（※1）（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合を軽減。

○令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比べて
30%以上50%未満減少：2分の1
50%以上減少：全額

○令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。

○償却資産と事業用家屋が対象。令和3年度の課税分に限定。

（※1）「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（※2）税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

町**保険料等****(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)**

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等により、保険料等の納付が困難な場合は、申請により、制度ごとに定められた法令や条例等に基づき、保険料等の徴収猶予、減免が受けられます。

■国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

収 入

- (1) 対 象 被保険者
- (2) 内 容 徴収の猶予、減免

※国民健康保険税における非自発的失業者への保険料軽減制度
非自発的失業（倒産・解雇等）の場合、離職した日の翌日の属する月から翌年度末までの間、対象者の前年の給与所得を30/100とみなして算定し、国民健康保険税の所得割が軽減されます。

国**国民年金保険料**

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が猶予や免除の申請ができます。

■国民年金保険料

一時に国民年金保険料を納付することが困難な場合に対応する免除・納付猶予

- (1) 免除・納付猶予 収入減少等の状況により、
「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類

※保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入

※追納制度あり

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（延長・拡充） 【緊急経済対策】

※ 1 に記載した納税緩和以外

地方税（町）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充の拡充・延長 【緊急経済対策】

生産性向上特別措置法により、中小企業が新たに投資した設備について投資後3年間、固定資産税が免除される特例制度（固定資産税の特例（固定ゼロ））について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えた上、さらに適用期限が2年延長されます。

(1) 対 象 先端設備等導入計画の認定を受けた次の中小企業等

(現制度)

認定をうけた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等（生産性革命集中投資期間に基づき令和2年度末までに行われた設備投資に限る。）につき、固定資産税（償却資産）の税率を零（ゼロ）とする。

(拡充・延長)

- ・対象資産に事業用家屋と構築物を追加する。
- ・設備投資期間を2年間延長する（令和4年度末まで）

国税

欠損金の繰戻しによる還付

現行制度における中小企業者（資本金1億円以下等）に加えて、資本金1億円超10億円以下の法人についても、青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。

中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人）も適用を受けることを可とする

国税 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業によるテレワーク等への投資を促進するため、新たにテレワーク等を行うための一定の投資を行った場合に、即時償却又は税額控除ができます。

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合に適用

国税・地方税（県・町）

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえ、一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、その放棄した金額について寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となります。

所得控除、及び、地方税の税額控除（道府県民税4%、市町村民税6%）

地方税（県・町）

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

現行の自動車を取得する際に課税される、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置（△1%）を6ヵ月延長します。

自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（△1%）を6ヶ月延長

※現行、令和2年9月30日取得分までを、令和3年3月31日取得分まで延長する。

国税・地方税（県・町）

住宅ローン控除の適用要件の弾力化（特例措置の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等で、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たす場合には、特例（控除期間が13年に延長された住宅ローン控除）が適用できます。

消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長する特例措置（通常10年⇒特例13年）。

※現行、令和2年12月31日まで居住の用に供すること。

特例措置の延長：令和3年12月まで居住の用に供していること（新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年12月31日まで居住の用に供することができなかった場合において）

地方税（県）

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅について、耐震改修を行い入居した場合、取得の日から入居までに6ヶ月超の期間が経過していた場合でも特例措置（不動産取得税の軽減）が適用できます（令和3年度末入居分まで）。

（1）現行

耐震改修を行いその取得の日から6月以内に入居した場合において不動産取得税を軽減（4%⇒3%）する特例措置。

新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅を居住の用に供することとなった日が6月を経過する日後となった場合でも特例措置を適用する。

※令和3年度末入居分まで